

令和 2 年度全国健康保険協会 事業計画（案） 新旧対照表

【船員保険事業関係】

令和2年度 事業計画（案）新旧対照表 【船員保険事業関係】

新【令和2年度】	旧【令和元年度】
I. <u>令和2年度</u>の船員保険運営の基本方針 協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。 船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえ<u>つつ、保有するデータを活用して、効果的・効率的に事業運営を行い、その結果についてK P I（重要業績評価指標）による検証等を実施する。</u> <u>事業運営に当たっては、</u>船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する<u>とともに、国土交通省の「船員の健康確保に関する検討会」における議論にも留意する。</u> <u>II. に掲げる主な重点施策の実施</u>方針は、以下のとおりとする。 （1）基盤的保険者機能に<u>つ</u>いては、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に	I. <u>平成31年度</u>の船員保険運営の基本方針 <u>協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、</u>協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む<u>ことを基本とする。</u> <u>また、船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえた事業運営に努めるとともに、主な重点施策にそった重要業績評価指標（K P I）を定め達成状況を検証する等、</u>船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。 <u>なお、平成31年度の船員保険事業の基本</u>方針は以下のとおりとする。 （1）基盤的保険者機能に<u>お</u>いては、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に

新【令和２年度】	旧【令和元年度】
努めるとともに福祉事業を着実に実施する。 (２) 戦略的保険者機能に<u>つ</u>いては、第２期船員保険データヘルス計画及び第３期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図る<u>ための取組の支援を行うこと、利用者にとつてわかりやすく、</u>時宜を得た広報・<u>情報提供を積極的かつ計画的に行うこと、</u>ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。 (３) 組織体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を<u>図り、</u>組織基盤を強化していく。 また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営を強化していく。	努めるとともに福祉事業を着実に実施する。 (２) 戦略的保険者機能に<u>お</u>いては、第２期船員保険データヘルス計画及び第３期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図ること、時宜を得た広報<u>や</u>ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。 (３) 組織体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を<u>はかり</u>組織基盤を強化していく。 また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営を強化していく。
Ⅱ. 主な重点施策 (１) 基盤的保険者機能 ① 正確かつ迅速な業務の実施 ・ サービススタンダード（<u>職務外給付</u>申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。	Ⅱ. 主な重点施策 (１) 基盤的保険者機能 7 頁⑥より移動

新【令和 2 年度】	旧【令和元年度】
・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。 (情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内) ・ 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。 ② 適正な保険給付の確保 ・ 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。 ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか低い値以下とする	7 頁⑥より移動 ← ① 保険給付等の業務の適正な実施 ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。 4 頁③より移動 ・ 不正の疑いのある事案については、実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。

新【令和 2 年度】	旧【令和元年度】
変更の上、8 頁⑥に移動 ③ 効果的なレセプト点検の推進 ・ <u>レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。</u> ■ KPI : レセプト点検の査定率について、<u>前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値</u>以上とする (※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 船員保険の医療費総額 変更の上、3 頁②に移動	・ 下船後の療養補償について、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、<u>加入者や船舶所有者等に対し、適切な申請がされるよう周知を図る。</u> ② 効果的なレセプト点検の推進 ・ <u>資格点検及び外傷点検を効率的に実施するとともに、点検効果額の引き上げを図るために内容点検業務の外部委託を実施する。</u> ■ KPI : <u>社会保険診療報酬支払基金と合算した</u>レセプト点検の査定率について<u>対前年度</u>以上とする (※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 船員保険の医療費総額 ③ <u>柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</u> ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。 ■ KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について <u>対前年度</u>以下とする

新【令和 2 年度】	旧【令和元年度】
<u>【削除】</u> ④ 返納金債権の発生防止の<u>取組の強化</u> - 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行う<u>とともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。</u> - 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、<u>被扶養者資格の再確認を</u>的確に行う。 変更の上、6 頁⑤に移動 ■ KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率について、<u>前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値</u>以上とする	④ <u>あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</u> <u>受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不適切な申請事例については厳格に対応する。</u> ⑤ 返納金債権の発生防止の<u>ための保険証回収強化、債権回収業務の推進</u> - 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行う。 8 頁⑨より移動 - 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について<u>は</u>、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ<u>確実な回収に努める。</u> ■ KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を<u>対前年度</u>以上とする

新【令和 2 年度】	旧【令和元年度】
② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか低い値以下とする ③ 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする ⑤ 債権回収業務の推進 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する。 ■ KPI : ① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする ② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする 変更の上、9 頁⑧に移動	② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする 8 頁⑨より移動 5 頁⑤より移動 ⑥ サービス向上のための取組 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、<u>船員保険部内に設置したサービス向上委員会においていただいたご意見等の改善等に向けた検討を行うなど</u>、更

新【令和2年度】	旧【令和元年度】
変更の上、2 頁①に移動 【削除】 【削除】 ⑥ 制度の利用促進 ・ 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。 ・ 限度額適用認定証の更なる利用促進を図るため、医療機関へ働きかけを行うとともに、高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等の取組を行う。 8 頁⑥に移動 ・ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を	なるサービスの向上を図る。 ・ 職務外給付は、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。 ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに発行する。（情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内） ■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 保険証の3 営業日以内の発行を100%とする ⑦ 高額療養費制度の周知 ・ 高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等、限度額適用認定証の更なる利用促進を図るとともに高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。 ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を80%以上とする ⑧ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨 ・ 厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の未申請者に対する申請勧奨を実施し、その着実な支給を図る。

新【令和 2 年度】	旧【令和元年度】
実施する。 下船後の療養補償について、<u>加入者や船舶所有者等に対し</u>、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。 ■ KPI : ① 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 80%以上とする ② <u>職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする</u> 変更の上、5 頁④に移動	4 頁①より移動 7 頁⑦より移動 【新規】 ⑨ 被扶養者資格の再確認 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、<u>被扶養者資格の再確認を</u>、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。 ■ KPI : 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を<u>対前年度</u>以上とする

新【令和 2 年度】	旧【令和元年度】
⑦ 福祉事業の効果的な実施 - 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。<u>無線医療助言事業については、その質の向上を図るための取組を併せて実施する。</u> - 保養事業について、<u>船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図るため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。</u> ⑧ サービス向上のための取組 - 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、いただいたご意見等を踏まえ、更なるサービス向上を図る。 ■ KPI：お客様満足度について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	⑩ 福祉事業の着実な実施 - 船員労働の特殊性等を踏まえ、<u>無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。</u> - 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、<u>は外部委託機関と連携を図り、事業の円滑かつ着実な実施に努める。</u> - 保養事業について、<u>は、利用実態等を踏まえ、必要な見直しの検討を行いつつ、利用者の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施に努め</u>利用者の拡大を図る。 6 頁⑥より移動 【新規】

新【令和２年度】	旧【令和元年度】
⑨ 健全な財政運営の確保 中長期的な視点から、<u>船員保険財政の健全な運営に努めるとともに</u>、加入者や船舶所有者に対して、<u>財政状況等に関する情報発信</u>を行う。	⑪ 健全な財政運営 - 中長期的な視点から、健全な<u>財政</u>運営に努める。 <u>中長期的な船員保険財政等について</u>、加入者や船舶所有者に対して情報発信を行う。
(２) 戦略的保険者機能 <u>【削除】</u> ① 特定健康診査等の推進 - 健診受診率の向上のため、<u>健診受診の必要性等に関する広報を行う</u>とともに、健診実施機関を拡充する。 <u>健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、健診車を活用した巡回健診を拡充する。</u>	(２) 戦略的保険者機能 ① <u>データ分析に基づいた第２期船員保険データヘルス計画及び第３期特定健康診査等実施計画の着実な実施</u> - 船員保険の健康課題である「<u>メタボリックシンドロームリスク保有率の減少</u>」及び「<u>喫煙率の減少</u>」を引き続き取組の柱とした第２期船員保険データヘルス計画及び第３期特定健康診査等実施計画について、P D C Aサイクルを強化し、着実に実施する。 - データ分析に基づき確認できた健康課題については、<u>効果的かつ効率的な取り組みを行うことにより、加入者の行動変容や健康意識の醸成に繋げていく。</u> i) 特定健康診査等の推進 - 健診受診率の向上のため、<u>生活習慣病予防健診の個人負担無料化を周知する</u>とともに、健診実施機関を拡充する。 <u>【新規】</u>

新【令和2年度】	旧【令和元年度】
【削除】 ・ <u>国土交通省と連携し、生活習慣病予防健診を受診しなかった被保険者について、船員手帳健康証明書データの収集強化を図る。</u> ・ 被扶養者の<u>健診受診率の向上を図るため</u>、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を<u>推進する</u>。 ■ KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を <u>44%</u>以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を <u>30%</u>以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>26%</u>以上とする ② 特定保健指導の実施率の向上 ・ <u>保健指導実施率の向上を図るため、健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができる初回面談の分割実施を働きかける等の取組を行う。</u> ・ <u>加入者に対し、健診結果に応じた特定保健指導の利用勧奨を実施する。</u> ■ KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>22%</u>以上とする	・ <u>船員保険被保険者の特性を踏まえ、前立腺がん検査をオプション検査項目として実施する。</u> ・ <u>船舶所有者への船員手帳健康証明書データの提供依頼について、船員手帳健診受診後、早期に提供いただく取組を推進する。また、船員手帳健診実施機関から健診データをスムーズに提供を受けられるよう必要な環境を整備する。</u> ・ 被扶養者に対する健診の実施に当たっては、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診の<u>推進により、受診率の向上を図る。</u> ■ KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を <u>42%</u>以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を <u>29%</u>以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>23%</u>以上とする ii) 特定保健指導の実施率の向上 ・ 健診、保健指導を一貫して行うことができる<u>よう、健診当日に初回面談を実施すること等を最大限に活用し、実施率の向上を図る。</u> 【新規】 ■ KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>20%</u>以上とする

新【令和2年度】	旧【令和元年度】
② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>16%</u>以上とする 変更の上、13 頁④に移動 ③ <u>加入者に対する支援</u> - 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。 <u>禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。</u> <u>加入者の健康に対する意識の向上を図るため、ヘルスツーリズムを試行的に実施する。</u> ■ <u>KPI：オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を100人以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)</u>	② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>14%</u>以上とする <u>iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり</u> - 船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報<u>提供資料を用いて、自社船員の健康課題を認識していただき、併せて船舶所有者と協働した健康づくり事業を本格実施する。</u> <u>iv) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進</u> - 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、<u>健診受診者に対して、</u>医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。 - 喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを<u>本格</u>実施するとともに、<u>引き続き禁煙支援に関する情報提供を実施する。</u> <u>【新規】</u> <u>【新規】</u>

新【令和 2 年度】	旧【令和元年度】
変更の上、15 頁⑥に移動 【削除】 ④ 船舶所有者等に対する支援 ・ 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。 ・ 特定保健指導の利用、生活習慣病対策やメンタルヘルス等に関する「出前健康講座」の受講、オンライン禁煙プログラムへの参加等、船員の健康づくりに関する積極的な取組を船舶所有者とともに推進する。 ・ 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、船員養成校等に専門の講師を派遣して開催している特別講義開催校を拡大す	・ 船員の「こころの健康」を支援する取組の充実を図るため、メンタルヘルスに関する内容を加えた「出前健康講座」を開催する。 ・ 若いうちからの健康意識の醸成を図るため、船員養成校等に専門の講師を派遣し、特別講義を開催するなどして、若年層のヘルスリテラシーの向上に努める。 ・ 船員保険の健康づくり等の取組を広く発信するため、地方自治体等が開催する港イベント等に参加し、加入者等と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深める。 ・ 健康づくり等に関する意識調査を実施することにより、被保険者や船舶所有者のニーズ等を把握し、第 2 期船員保険データヘルス計画の後期計画（2021～2023 年）に反映させる。 12 頁① iii）より移動

新【令和 2 年度】	旧【令和元年度】
<u>るなどの取組を行う。</u> ■ <u>KPI：協働する船舶所有者数を 30 社以上とする</u> ⑤ ジェネリック医薬品の使用促進 ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。 ・ <u>ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについて、年 2 回の通知を継続する。</u> ・ <u>令和 2 年 10 月以降の新たな目標について、国の動向を踏まえつつ検討する。</u> ■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合^(※)を <u>80%</u>以上とする ※ 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合 ⑥ 情報提供・広報の充実 <u>【削除】</u> ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。 ・ 年に一度、加入者や船舶所有者等に<u>対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した</u>「船員保険通信」を送付する。	<u>【新規】</u> 15 頁③より移動 <u>【新規】</u> 15 頁③より移動 ② 情報提供・広報の充実 ・ <u>利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施する。</u> ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。 ・ <u>船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付する。</u>

新【令和 2 年度】	旧【令和元年度】
- 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。 - ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの<u>内容を充実し、利用者をより一層拡大する。</u> <u>船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。</u> ■ KPI : ① <u>メールマガジンの配信数を 1,000 人以上とする</u> ② <u>ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする</u> 変更の上、14 頁⑤に移動 ⑦ <u>データ収集活用方法の研究</u> <u>加入者のニーズ把握、事業の効果検証など、データ収集、活用についての研究を進める。</u>	- 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。 - ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の<u>拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。</u> 13 頁① ivより移動 【新規】 【新規】 ③ ジェネリック医薬品の使用促進 - ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。<u>また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについて</u><u>は</u>、年 2 回の通知を継続する。 ■ KPI : ジェネリック医薬品使用割合^(※)を <u>78.7%</u>以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合 【新規】

新【令和２年度】	旧【令和元年度】
(３) 組織・運営体制の強化 ① 人事評価制度の適正な運用 - 評価者研修などを<u>通じて人事評価制度に関する職員の理解を深め、同制度を適正に運用する。</u> ② ＯＪＴを中心とした人材育成 - ＯＪＴを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 - 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討を進める。 ③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 - 調達における競争性を高めるため、<u>参加が予想される業者に対する広範な周知、十分な公告期間や履行期間を設定する等により、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</u> ④ コンプライアンスの徹底 - 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。	(３) 組織・運営体制の強化 ① 人事評価制度の適正な運用 - 評価者研修などを<u>充実し、実態に即した効果的な評価制度を確立する。</u> ② ＯＪＴを中心とした人材育成 - ＯＪＴを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 - 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討を進める。 ③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 - 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ④ コンプライアンスの徹底 - 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

新【令和２年度】	旧【令和元年度】
⑤ リスク管理 - 最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できる<u>よう各種マニュアルや計画等の見直しに向けた検討を行う。</u> - 平時から有事に万全に対応できる<u>よう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施</u>する。 - 情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な対応を行う。 ⑥ 内部統制の強化に向けた取組 - 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制を強化するための<u>整備を着実に進める。</u> ⑦ システム関連の取組 <u>協会システムの安定稼働を第一とし、情報セキュリティを担保しつつ、オンライン資格確認等の制度改正等に対し、適切にシステム対応を実施、検討</u>する。 ⑧ <u>ペーパーレス化の推進</u> <u>ペーパーレス化の推進のための検討を進める。</u>	⑤ リスク管理 <u>大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。</u> <u>加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、</u>平時から有事に万全に対応できる<u>体制を整備</u>する。 ⑥ 内部統制の強化に向けた取組 - 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制を強化するための<u>体制整備の検討に着手する。</u> ⑦ システム関連の取組 - オンライン資格確認<u>をはじめ、制度改正に対応するためのシステム開発を適切に実施</u>する。 <u>【新規】</u>

新【令和 2 年度】			旧【令和元年度】		
KPI 一覧表			KPI 一覧表		
(1) 基盤的保険者機能			(1) 基盤的保険者機能		
具体的施策	KPI	現状	具体的施策	KPI	現状 (平成 29 年度末)
② 適正な保険給付の確保	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について、 <u>前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか低い値</u> 以下とする	<u>平成 28 年度末 : 0.94%</u> 平成 29 年度末 : 0.90% <u>平成 30 年度末 : 0.87%</u> <u>上記 3 年度の平均値 : 0.90%</u>	② 効果的なレセプト点検の推進	<u>社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする</u>	<u>0.35%</u>
③ 効果的なレセプト点検の推進	レセプト点検の査定率について、 <u>前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値</u> 以上とする	<u>平成 28 年度末 : 0.058%</u> 平成 29 年度末 : 0.044% <u>平成 30 年度末 : 0.064%</u> <u>上記 3 年度の平均値 : 0.055%</u>			

新【令和2年度】			旧【令和元年度】		
④ 返納金債権の発生防止の <u>取組の強化</u>	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率について、 <u>前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値</u> 以上とする	①平成28年度末： <u>81.6%</u> 平成29年度末： 84.6% 平成30年度末： <u>89.0%</u> 上記3年度の平均値： <u>85.1%</u>	③ <u>柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</u>	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 の施術の申請の割合について <u>対前年度</u> 以下とする	0.90%
	② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、 <u>前年度と過去3年度の平均値のいずれか低い値</u> 以下とする	②平成28年度末： <u>0.063%</u> 平成29年度末： 0.087% 平成30年度末： <u>0.071%</u> 上記3年度の平均値： <u>0.074%</u>	⑤ 返納金債権の発生防止の <u>ための保険証回収強化、債権回収業務の推進</u>	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を <u>対前年度</u> 以上とする	①84.6%
	③ 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率について、 <u>前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値</u> 以上とする	③平成28年度末： <u>93.8%</u> 平成29年度末： 93.8% 平成30年度末： <u>94.1%</u> 上記3年度の平均値： <u>93.9%</u>		② 返納金債権（ <u>資格喪失後受診に係るものに限る。</u> ）の回収率を <u>対前年度</u> 以上とする	② <u>64.14%</u>
			⑥ サービス向上のための取組	③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を <u>対前年度</u> 以下とする	③0.087%
				① <u>サービススタンダードの達成状況を100%とする</u>	① <u>100%</u>
				② <u>保険証の3営業日以内の発行を100%とする</u>	② <u>100%</u>

新【令和2年度】			旧【令和元年度】		
⑤ 債権回収業務の 推進	① 現年度の返納金債 権の回収率について、 前年度と過去3年度の 平均値のいずれか 高い値以上とする	①平成28年度末： 82.4% 平成29年度末： 83.0% 平成30年度末： 80.2% 上記3年度の平均 値：81.9% ②平成28年度末： 10.7% 平成29年度末： 10.1% 平成30年度末： 24.2% 上記3年度の平均 値：15.0%	⑦ 高額療養費制 度の周知	高額療養費制度に占める 限度額適用認定証の使用 割合を80%以上とする	79.2%
	② 過年度の返納金債 権の回収率について、 前年度と過去3年度の 平均値のいずれか 高い値以上とする		⑨ 被扶養者資格の 再確認	被扶養者資格の確認対象 船舶所有者からの確認書 の提出率を対前年度以上 とする	93.8%
⑥ 制度の利用促進	① 高額療養費制度に 占める限度額適用認定 証の使用割合を80% 以上とする ② 職務上の上乗せ給 付等の勧奨に占める申 請割合について、前年度	①平成30年度末： 75.9% ②平成28年度末： 72.1% 平成29年度末： 71.1%			

新【令和 2 年度】			旧【令和元年度】		
	<u>と過去 3 年度の平均値 のいずれか高い値以上と する</u>	<u>平成 30 年度末 : 70.6% 上記 3 年度の平均 値 : 71.3%</u>			
⑧ サービス向上のた めの取組	<u>お客様満足度について、 前年度と過去 3 年度の 平均値のいずれか高い 値以上とする</u>	<u>平成 28 年度末 : 88.6% 平成 29 年度末 : 82.8% 平成 30 年度末 : 83.8% 上記 3 年度の平均 値 : 85.1%</u>			
(2) 戦略的保険者機能			(2) 戦略的保険者機能		
具体的施策	KPI	現状	具体的施策	KPI	現状 <u>(平成 29 年度末)</u>
① 特定健康診査 等の推進	① 生活習慣病予防 健診受診率を <u>44%</u> 以上とする ② 船員手帳健康証 明書データ取得率を <u>30%</u> 以上とする	① <u>平成 30 年度末 : 41.2%</u> ② <u>平成 30 年度末 : 25.1%</u>	① i) 特定健康診 査等の推進	① 生活習慣病予防健診 受診率を <u>42%</u> 以上と する ② 船員手帳健康証明書 データ取得率を <u>29%</u> 以 上とする	① <u>37.8%</u> ② <u>25.4%</u>

新【令和2年度】			旧【令和元年度】		
	③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>26%</u> 以上とする	③ <u>平成 30 年度末 :</u> <u>25.0%</u>		③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>23%</u> 以上とする	③ <u>18.8%</u>
② 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>22%</u> 以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>16%</u> 以上とする	① <u>平成 30 年度末 :</u> <u>8.4%</u> ② <u>平成 30 年度末 :</u> <u>18.2%</u>	① ii) 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>20%</u> 以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>14%</u> 以上とする	① <u>15.7%</u> ② <u>20.1%</u>
③ 加入者に対する支援	<u>オンライン禁煙プログラム参加者における禁煙成功者を 100 人以上とする（ただし、当該年度中にプログラムが終了した者）</u>	二	③ ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（※）を <u>78.7%</u> 以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	<u>75.7%</u>
④ 船舶所有者等に対する支援	<u>協働する船舶所有者数を 30 社以上とする</u>	二			
⑤ ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（※）を <u>80%</u> 以上とする ※医科、DPC、調剤、歯	<u>平成 30 年度末 :</u> <u>78.4%</u>			

新【令和 2 年度】				旧【令和元年度】	
	科における使用割合				
⑥ 情報提供・広報 の充実	<u>① メールマガジンの配 信数を 1,000 人以上 とする</u> <u>② ホームページへのア クセス総件数について、 前年度と過去 3 年度 の平均値のいずれか高 い値以上とする</u>	<u>①平成 30 年度末：</u> <u>662 人</u> <u>②平成 28 年度末：</u> <u>992,086 件</u> <u>平成 29 年度末：</u> <u>951,388 件</u> <u>平成 30 年度末：</u> <u>941,578 件</u> <u>上記 3 年度の平均</u> <u>値：961,684 件</u>			